

## 秋田県告示第513号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度（令和6年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和5年12月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 まあじ

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）

#### (2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分   | 配分数量            |
|----------|-----------------|
| 秋田県まあじ漁業 | 現行水準（目安数量627トン） |

### 2 まいわし対馬暖流系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
現行水準

#### (2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分          | 配分数量            |
|-----------------|-----------------|
| 秋田県まいわし対馬暖流系群漁業 | 現行水準（目安数量160トン） |

### 3 かたくちいわし対馬暖流系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
77,000トンの内数

#### (2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分             | 配分数量        |
|--------------------|-------------|
| 秋田県かたくちいわし対馬暖流系群漁業 | 77,000トンの内数 |

### 4 うるめいわし対馬暖流系群

- (1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量  
44,000トンの内数

#### (2) 知事管理区分に配分する数量

| 知事管理区分            | 配分数量        |
|-------------------|-------------|
| 秋田県うるめいわし対馬暖流系群漁業 | 44,000トンの内数 |